

公平な競技スポーツの在り方

—トランスジェンダー女性/性分化疾患女性選手の事例から—

羽毛田修次

目次

はじめに

1. 近代スポーツの持つ特性
 - 1.1 近代スポーツの成り立ち
 - 1.2 女性のスポーツ参加
 - 1.3 近代スポーツの持つ排除性

2. トランスジェンダー・DSD の動向
 - 2.1 トランスジェンダーとは
 - 2.2 性分化疾患(DSD)とは
 - 2.3 トランスジェンダー・DSD 排除の歴史

3. トランスジェンダー・DSD 女性選手の競技参加・不参加事例
 - 3.1 高アンドロゲン症女性アスリートの事例：キャスター・セメンヤ選手
 - 3.2 トランスジェンダー女性アスリートの事例：ローレル・ハバード選手
 - 3.3 両事例に共通する構造的排除

4. トランス・DSD 排除の非人道性を規約の妥当性の検討から見る
 - 4.1 性別確認をめぐる問題と人権への影響
 - 4.1.1 性別確認検査の歴史の変遷と暴力性
 - 4.1.2 セクシャルマイノリティにおけるアウトティングとプライバシーの侵害
 - 4.2 大会規定の妥当性と科学的根拠への疑念

5. トランスジェンダー・DSD 女性選手が排除されない競技スポーツの在り方
 - 5.1 新しい規約の検討とカテゴリーの再構築
 - 5.1.1 既存カテゴリー維持とジェンダー・アイデンティティの尊重
 - 5.1.2 生物学的指標によるカテゴリーの統合
 - 5.1.3 カテゴリー分けのやり直し
 - 5.2 全てのアスリートのための公平な競技スポーツの再構築
 - 5.2.1 近代スポーツの歴史的アップデートとしての包摂
 - 5.2.2 「公平性」を盾にした差別の克服
 - 5.2.3 公平な競技スポーツのゴール

おわりに

はじめに

2025年2月5日、ドナルド・トランプ米大統領は、トランスジェンダー女性がスポーツの女子競技に参加することを禁止する大統領令に署名した。これは「スポーツの公平性を回復するため」という趣旨に基づくものだが、一方で深刻な差別を助長するとの批判も根強い。また、性分化疾患（DSD）を有する女性選手の競技参加についても同様に激しい論争が交わされている。これらの基準には決定的な科学的根拠がなく、スポーツ参加における公平性の定義には大きな疑問が残されている。特定のアスリートに対する一方的な排除は社会の分断を生みかねず、その背後にある近代スポーツの構造そのものを見直すことが、現代の対立を解消する鍵になると考える。

本論文では、近代スポーツをその成り立ちから問い直し、それが本来持つシスジェンダー異性愛男性優位性および性別二元論的な排除性を洗い出す。その上で、トランスジェンダー女性選手およびDSD女性選手の競技参加をめぐる具体的な規約の妥当性を検討し、全ての選手が身体が多様性を尊重されつつ、平等に競技を行える新たな枠組みの構築を模索することを目的とする。

第1章では、近代スポーツの成り立ちと特性を概観し、その構造的排除性について整理する。第2章では、トランスジェンダーおよびDSDの定義と、社会的な差別の歴史を確認する。第3章では、セメンヤ選手とハバード選手の事例を詳しく追ひ、競技参加をめぐる紛糾の実態を明らかにする。第4章では、過去の性別確認検査の変遷やテストステロン・ルールの科学的妥当性を、人権の観点から批判的に検討する。第5章では、これらを踏まえ、性別カテゴリーの再構築（細分化・やり直し）の可能性を提示し、これからの競技スポーツの在り方を提言する。

1. 近代スポーツの持つ特性

1. 1 近代スポーツの成り立ち

今日、世界中で親しまれている競技スポーツの多くは、19世紀のイギリスにおいて確立された「近代スポーツ」をその原型としている。近代スポーツが成立する以前、人々の間で行われていたのは、地域ごとに異なるルールを持ち、時には暴力性を伴う祭礼的な「フォーク・ゲーム（伝統的遊戯）」であった。しかし、産業革命による都市化と、それに伴う労働時間の管理という社会変革の中で、これらのゲームは公的な空間で行われる「規律」を伴う活動へと変容を遂げていった。この変容の舞台となったのが、イギリスのパブリックスクール（中産階級以上のエリート層を対象とした私立学校）である。当初、学生たちの自治的な乱闘に近い活動であったゲームは、校長たちの教育的配慮によってルール化され、組織化さ

れた。この過程で、スポーツは単なる身体活動を超え、特定の階級意識や道徳心を養うための「教育装置」としての役割を担うこととなった。

この成立過程において最も決定的な役割を果たしたのが、「マスキュラー・キリスト教 (Muscular Christianity)」と呼ばれる思想である (Mazurkiewicz 2018)。これは、19 世紀中盤にイギリスの作家チャールズ・キングズリーらによって提唱された概念であり、キリスト教的な道徳心 (自己犠牲、正義、規律) と、強靱な肉体および闘争心を結びつけたものである。当時のイギリス社会は、帝国主義の拡大に伴い、植民地を管理し軍事的な役割を果たす強健なエリート男性を必要としていた。パブリックスクールでは、ラグビーやクリケットといったチームスポーツを通じて、痛みに対する忍耐、公正な競争 (フェアプレー)、そして勝利への執着を学ぶことが奨励された。ここでの「男らしさ」とは、自己を抑制しつつ、敵を圧倒する身体能力を維持することを指していた (岡田 2020: 55-58)。スポーツは、シスジェンダー男性が互いの「男性性」を確認し合い、高め合うためのホモソーシャル (同性愛的ではない男性同士の絆) な空間として確立されたのである。

このスポーツを至上とする価値観は「アスレティシズム」と呼ばれ、パブリックスクール卒業生たちが軍隊や植民地行政、あるいは宣教師として世界中へ渡ることで、世界各地に伝播していった。サッカーやテニス、陸上競技といった近代スポーツのグローバルな普及は、この「男性的な教育モデル」の輸出でもあった。この結果、現代に至るまで国際的なスポーツ組織 (IOC や国際競技連盟) の根幹には、この 19 世紀イギリスで作られた「強靱な男性の身体を基準とする」という文化的な DNA が埋め込まれているのである。

1. 2 女性のスポーツ参加

近代スポーツが男性の特権的な領域として成立したことは、必然的に女性の参加に対して極めて排他的な姿勢を生んだ。19 世紀から 20 世紀初頭にかけて、女性の身体は「家庭的・私的領域」に属するものとされ、公的な場での激しい身体活動は「女性らしさ」を損なうものと批判された。この排除を正当化したのが、当時の医学的・科学的言説である。例えば、女性のエネルギー (生命力) は有限であり、その多くは生殖機能 (子宮の健康) に割かれるべきであるため、スポーツによる「エネルギーの浪費」は不妊やヒステリーを引き起こすという論理がまかり通っていた。近代オリンピックの創始者であるピエール・ド・クーベルタン男爵が、女性の参加について「非美学的で不適切」であり、彼女たちの役割は「勝者に花冠を捧げること」にあると述べた背景には、こうした身体観が強く根付いていた (來田 2010: 23-38)。

しかし、女性たちはこの排除に対して沈黙していたわけではない。20 世紀初頭、女性参政権運動と呼応するように、女性のアスリートとしての地位を求める戦いが始まった。その象徴的な人物が、フランスのアリス・ミリアットである。彼女は IOC が女子陸上競技の採用を拒否し続けることに抗議し、1922 年に「女子オリンピック (後の女子世界競技大会)」を開催した。この大会の成功と、世界的な女性の社会的地位向上の潮流が、IOC に方針転換を迫ることとなった。結果として、1928 年のアムステルダム大会から女子陸上競技が採用されることとなったが、ここでも新たな排除のロジックが働いた。800 メートル走に出場した女性たちがゴール後に倒れ込んだ様子が「見るに堪えない惨状」として歪曲して報道され、

女性に長距離走行は不可能であるという偏見が強化された。その結果、1960年のローマ大会まで、女子の800メートル以上の種目はオリンピックから再び排除されることとなった。

女性の参加が段階的に容認される過程で確立されたのが、「分離すれども平等」という区分原理である。これは、男性カテゴリーを「普遍的なスポーツの場」とし、女性カテゴリーを「身体的弱者である女性を保護するための例外的な場」として分離するものである。この構造下では、女性の競技ルールは男性よりも軽減されるのが常であった。例えば、テニスのセット数、体操の種目構成、マラソンへの参加制限などがそれにあたる。この分離は、一見すると女性への配慮に見えるが、本質的には男性の身体こそがスポーツにおける正規の基準であり、女性はそこから劣る存在であるという認識を、ルールの形式を通じて制度化したものであった。この分離的な保護という論理こそが、後に女性カテゴリーの純潔性を守るための「性別確認」という暴力的手法を生む温床となった。

1. 3 近代スポーツの持つ排除性

近代スポーツを支える最大の構造的特徴は、強固な「性別二元論」である。競技スポーツは、記録や勝敗を競うために「競争条件の同一性」を求める。このため、筋力、骨格、持久力といったパフォーマンスに直結する生物学的特性を、性別という簡便な指標によって二分し、カテゴリーを分ける手法を採用した。しかし、この二分化は単なる実務上の便宜を超え、社会的なジェンダー規範を強化する役割を担っている。スポーツという公的な舞台において「男性は強く、女性はそれに守られるべきである」という構図を再生産し続けることで、性別二元論は疑いようのない「自然の真理」としてアスリートや観衆に内面化されていった。

岡田（2022）が指摘するように、筋肉量やホルモン値といった特定の身体的特徴を根拠とした区分は、近代スポーツが「シスジェンダー男性の身体」のみを前提に設計されたという事実を隠蔽している。この枠組みにおいて、生まれつきの特性がこの二元的な境界線に収まらないトランスジェンダー女性や性分化疾患（DSD）のアスリートは、最初から「存在しないもの」として扱われてきた。彼らが競技の場に現れたとき、スポーツ界が示す反応は、多様性の包摂ではなく、境界線の防衛であった。彼らの身体能力は、努力による成果ではなく、カテゴリーに対する「不正な侵入」や「公平性を汚す不純物」として扱われる。この「排除のロジック」は、女性カテゴリーを保護するという名目で行われるが、その実態は、近代スポーツが守り続けてきた「男性を標準とする性別区分」という聖域を維持するためのものである（井谷 2024: 624-642）。

このように、近代スポーツの排除性は、ルールの微修正で解決できるような表層的な問題ではない。それは、19世紀のパブリックスクール以来培われてきた、特定の身体規範に特権を与える文化構造そのものに深く根ざしている。本論文が次章以降で検討するキャスター・セメンヤ選手やローレル・ハバード選手の事例は、この強固な歴史的構造と、現代の多様な身体性が正面から衝突した結果として捉える必要がある。近代スポーツは今、「シス異性愛男性優位」というその出自に自覚的になり、排除を前提とした「公平性」から、包摂を前提とした「新たな公平性」へとアップデートできるかどうかの臨界点に立っているのである。

2. トランスジェンダー・DSD の動向

2. 1 トランスジェンダーとは

トランスジェンダーとは、出生時に割り当てられた性別（セックス）と、自己の性自認（ジェンダー・アイデンティティ）が一致しない人々を指す包括的な用語である。本論文で主に扱う「トランスジェンダー女性」は、出生時には男性と割り当てられたが、自らを女性として認識し、あるいは女性の性同一性を持って生きる人々を指す。トランスジェンダーの概念は、単に「性別を変える」という行為を指すのではなく、人間のジェンダーにおける多様な在り方を示すものである。田中（2006）によれば、トランスジェンダー・フェミニズムの文脈において、性別とは固定的な生物学的カテゴリーではなく、社会的な実践と自己の認識が交錯する中で構築されるプロセスである。したがって、トランスジェンダー女性を理解するためには、生物学的な「元男性」という視点ではなく、彼女たちが社会の中で女性として構築してきた歴史やアイデンティティを尊重する視座が不可欠となる。

歴史的に、トランスジェンダーは医学の領域において「性同一性障害（Gender Identity Disorder）」という精神疾患の一種として病理化されてきた。日本においても2003年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（特例法）」が施行されたが、この法律は性別変更の要件として、生殖能力を欠くことや外部性器の近似などを求めるなど、極めて高い身体的・外科的ハードルを課してきた（高井 2024）。しかし、近年の国際的な動向は、トランスジェンダーを「疾患」としてではなく、人間の多様な「属性」として捉える人権モデルへと大きく舵を切っている。世界保健機関（WHO）の国際疾病分類第11版（ICD-11）においては、「性同一性障害」の項目が削除され、代わりに「性の健康に関連する状態」というカテゴリーに「ジェンダー不協和」として再編された。これは、トランスジェンダーが精神的な病いではなく、社会的な性別二元論の枠組みとの間で生じる不適応の問題であることを示唆している。

スポーツの文脈において、トランスジェンダー女性はいしばしば元男性としての身体的優位性を保持したまま女子競技に侵入する者という疑念の眼差しを向けられる。しかし、多くのトランスジェンダー女性は、ホルモン療法（HRT）を通じて血中テストステロン値を抑制し、筋力や身体組成を変化させるなど、多大な身体的・精神的なコストを払って競技に参加している。貞升（2024）が指摘するように、スポーツにおける公平性の議論は、しばしばトランスジェンダー女性の置かれたこうした多層的な現実や、彼女たちが受けてきた社会的な周縁化の歴史を無視して進む傾向にある。

2. 2 性分化疾患（DSD）とは

性分化疾患（Differences in Sex Development: DSD）とは、染色体、生殖腺、または解剖学的な性別の発達に、典型的な男性または女性の二元的な発達とは異なる状態を指す先天的な身体的特徴の総称である。これは単一の疾患ではなく、アンドロゲン不応症（AIS）

や5α還元酵素欠損症など、多種多様な状態が含まれる(田上 2019)。重要なのは、DSDを持つ人々は、決して「男性でも女性でもない中間の性」ではなく、多くの場合において、出生時から女性(あるいは男性)として育てられ、自らもその性別を疑うことなく生活しているという点である。しかし、スポーツ界においては、特定のDSDを持つ女性が「自然に高いテストステロン値」を持っていることが判明した際、その身体的特徴が「女子競技における不当な優位性」として問題視されることになる。

スポーツ界でのDSDをめぐる議論の中心には、常にテストステロン(男性ホルモン)が存在する。一部のDSDを持つ女性は、体内でシスジェンダー女性の平均を大きく上回るテストステロンを生成する。国際競技団体は、この高いテストステロン値が赤血球数の増加や筋力の強化をもたらし、女子競技における公平な競争条件を破壊すると主張してきた。しかし、松下(2020)が批判するように、ホルモン値が競技パフォーマンスに与える影響は個体差が大きく、特定の数値をもって競技資格を制限することの科学的妥当性には、依然として多くの異論が存在する。DSDを持つ女性選手の身体は、彼女たちの個性の一部であり、それを異常や優位として切り分ける行為は、近代スポーツが守ろうとする典型的な女性像の押し付けに他ならない。

かつては「インターセックス」と呼ばれていたこれらの状態は、医学界において「DSD」という用語へと再編された。この用語の変更は、医療的なケアを必要とする状態であることを明確にする意図があった一方で、当事者団体からは自らの身体を疾患と呼ぶべきではないという強い反発も生じている。スポーツにおけるDSD女性選手の扱いは、医学、倫理、人権が複雑に絡み合う、極めてデリケートな領域となっている。

2. 3 トランスジェンダー・DSD 排除の歴史

トランスジェンダーやDSDの人々が排除されてきた歴史は、近代における性別の医学化と密接に関連している。19世紀後半以降、医学は人間の性を「正常」な男女の二元論に分類し、そこから外れる身体を「異常」として修正の対象としてきた。DSDを持つ乳幼児に対して、本人の承諾なく行われてきた性別割り当て手術は、その暴力的な排除の象徴である。社会的な領域においても、トランスジェンダーやDSDの人々は「変質者」や「化け物」といった偏見にさらされ、教育、雇用、医療、法的な性別変更といったあらゆる場面で障壁に直面してきた。岡田ら(2022)によれば、こうした社会的な排除の構造は、スポーツ界における「女子競技の保護」というロジックと共鳴し、マイノリティを「境界線の外」へ追い出す力を強めている。

スポーツ界における排除の歴史は、第1章で論じた性別確認の歴史そのものである。1960年代に導入された全裸検査や染色体検査は、DSDを持つ女性選手をターゲットにした魔女狩りの側面を持っていた。これらの検査の目的は、男性が女性のふりをして侵入するのを防ぐこと以上に、スポーツが定義する「女性らしさ」の規範からはみ出す身体を検出し、排除することにあった。井谷(2024: 624-642)は、スポーツにおけるトランスジェンダー排除と女性差別が、同じ根を持つものであると指摘している。すなわち、女性カテゴリーを「脆弱で保護が必要な場」として定義し続けるために、強靱すぎる身体や、規範から逸脱する身体を「女性ではない」として排除する構造である。この構造は、DSD選手に対するテスト

ステロン規制という現代的な形へと姿を変え、現在も継続している。

現代におけるトランスジェンダー・DSD 排除の最も深刻な特徴は、「女子競技の公平性を守る」という言葉が、マイノリティを攻撃するための武器として機能している点である。トランプ大統領の大統領令に象徴されるように、政治的な保守勢力は、スポーツの公平性を大義名分として、トランスジェンダーの存在そのものを否定する言説を流布させている。しかし、本来スポーツが目指すべき公平性とは、一部の典型的な身体を持つ者だけの権利を守るのではなく、多様な身体を持つ人々が、どのようにすれば共生できるかを模索することにあるはずである。第2章で確認したトランスジェンダーおよびDSDの動向は、近代スポーツの性別二元論がいかにも多くの人々を、その存在の根幹において傷つけ、排除してきたかを如実に示している。次章では、これらの構造的排除が具体的なアスリートの人生においてどのような紛糾を招いたのか、キャスター・セメンヤ選手とローレル・ハバード選手の事例を通じて詳しく記述する。

3. トランスジェンダー・DSD 女性選手の競技参加・不参加事例

3. 1 高アンドロゲン症女性アスリートの事例：キャスター・セメンヤ選手

南アフリカ出身の陸上競技選手、キャスター・セメンヤ (Caster Semenya) 選手が国際的な注目を浴びたのは、2009年にベルリンで開催された世界陸上選手権であった。当時わずか18歳であった彼女は、女子800メートル走において、世界記録保持者たちを寄せ付けない圧倒的な走りで金メダルを獲得した。しかし、この栄光の瞬間は、直後に始まるバッシングと、プライバシーの蹂躪によって壊された。彼女の筋肉質な体格、低い声、そして圧倒的な独走力は、競技団体やメディア、そして一部のライバル選手たちから「彼女は本当に女性なのか」という非常に攻撃的な疑念を招いた。国際陸上競技連盟 (IAAF: 現ワールドアスレティックス) は、彼女が競技場に立つ以前から、彼女の性別を疑い、秘密裏に「性別確認検査」を命じていた。この検査の存在自体がメディアにリークされ、セメンヤは10代という若さで、全世界が注視する中で自らの生殖器、染色体、ホルモン値といった最も秘匿されるべき身体情報を公に詮索されるという、人権を無視された過酷な環境に立たされた。Human Rights Watch (2020) の報告書によれば、このような検査は対象者に深いトラウマを植え付けるだけでなく、女性アスリートに対して「男性が好む典型的な女性像」に従順であることを強いる装置として機能している。井谷 (2020: 156-175) が論じるように、セメンヤ事件は、近代スポーツが「強すぎる女性の身体」を管理不能な「異物」として恐怖し、医学的監視という暴力的な手法で処理しようとする構造を、世界中に露呈させた。

セメンヤの身体が、性分化疾患 (DSD) の一種である高アンドロゲン症 (体内で自然に高いレベルのテストステロンを分泌する状態) であることが判明すると、IAAFは「女子競技の公平性を守る」という大義名分を掲げ、彼女を排除するための執拗なルール策定に着手した。2011年に導入された「高アンドロゲン症規定」は、一度はドゥティ・チャンド選手の提訴によって一時停止されたものの、IAAFはさらなる「証拠」の収集に固執した。2018年

に発表された新たな「DSD 規定」は、血中テストステロン値を 5nmol/L 以下に抑制することを競技参加の条件として義務付けた。しかし、この規定の最大の問題点は、その適用範囲の恣意性にある。この規定は、「400 メートル走から 1 マイル走まで」の中距離種目にのみ適用され、短距離や長距離、あるいは跳躍や投擲といった他の種目は除外されたのである。IAAF は、テストステロンの優位性がこれらの中距離種目にのみ顕著に現れるという科学的データを提示したが、多くの専門家は、これが、セメンヤが得意とする 800 メートルをピンポイントで標的とした、極めて政治的で不誠実な「狙い撃ち」であると批判した（松下 2020: 41-52）。

3. 2 トランスジェンダー女性アスリートの事例：ローレル・ハバード選手

DSD 選手の事例が生まれ持った内分泌的特徴をめぐる紛糾であるのに対し、トランスジェンダー女性アスリートの事例は性別移行前の身体履歴がもたらすアドバンテージが議論の中心となる。2021 年の東京オリンピックにおいて、重量挙げ女子 87 キロ超級に出場したニュージーランドのローレル・ハバード（Laurel Hubbard）は、史上初のトランスジェンダー女性五輪アスリートとして、世界中のメディアから苛烈な監視とバッシングを浴びることとなった。重量挙げという競技は、純粋な筋力、瞬発力、そして骨格の強靭さが勝敗を分かつ。そのため、批判派は、ハバードは思春期を男性として過ごしたことで、シスジェンダー女性とは比較にならないほど強固な骨格と、筋肉の潜在能力（筋記憶）を獲得しており、それは 12 ヶ月程度のホルモン抑制では解消されないと主張した。ハバードは性別移行以前、男子ジュニアの国内記録を保持する有力選手であった経歴を持ち、その過去の身体が現在の競技における不公平性の根拠として、執拗に攻撃されたのである。

ハバードの出場を可能にしていたのは、IOC が 2015 年に定めた「テストステロン値を 12 ヶ月間にわたり 10nmol/L 以下に維持すれば参加を認める」というガイドラインであった。ハバードはこのルールを厳格に遵守し、適正なプロセスを経て代表権を勝ち取った。しかし、この数値さえクリアすれば公平であるという IOC の単純化された基準は、スポーツ科学界から強い疑問を呈された。Harper (2021) によるトランスジェンダー女性アスリートの身体能力に関するメタ分析によれば、ホルモン療法によって筋肉量やヘモグロビン値は確かに低下するものの、思春期に形成された骨格のサイズ、関節の構造、そして一度形成された筋細胞核（筋記憶）といった要素は、短期間のホルモン抑制では完全には相殺されない可能性が高いことが示唆されている。來田 (2022) が指摘するように、スポーツ界はこの科学的な不確実性と、個人のアイデンティティの尊重という二つの価値観の板挟みとなり、現場の選手やコーチ、観衆の間に深刻な不信感と分断を招くこととなった。ハバードは東京五輪において「記録なし」という結果に終わり、結果としてメダル争いに絡むことはなかったが、その事実が公平性の懸念を払拭することはなく、むしろ議論をさらに過激化させる結果となった。

ハバード選手をめぐる混乱と、女子競技の崩壊を危惧する声に押される形で、IOC は 2021 年 11 月、新たな「公平性、包摂性、および非差別の枠組み」を発表した。この新枠組みは、一律のテストステロン基準を廃止し、個別の競技団体（IF）がそれぞれの種目の特性（安全性、公平性）に合わせてルールを策定することを推奨するものであった。しかし、この各団

体への裁量委譲は、期待された包摂の拡大ではなく、トランスジェンダー女性の一律排除を加速させる結果となった。2022年、国際水泳連盟（現ワールドアクアティクス）は、思春期を男性として過ごしたトランスジェンダー女性の女子競技参加を事実上全面的に禁止する極めて厳しい規定を導入した。貞升（2024）が警鐘を鳴らすように、スポーツ界は多様な身体の共生という困難な課題に対し、科学的・倫理的な対話を深める道を放棄し、再び性別二元論の防衛という排他的な保守主義へと回帰している。ハバード選手の出場は、包摂への一歩となるはずが、強固な男性標準主義に守られたスポーツ界の防衛本能を逆撫でし、境界線をさらに高く強固なものにする結果を招いたのである。

3. 3 両事例に共通する構造的排除

セメンヤ選手（DSD）とハバード選手（トランスジェンダー）。状況の異なる二つの事例に共通しているのは、近代スポーツのシステムが、境界線上に立つアスリートに対し、正常な女性に身体を医学的に修正して従順になるか、さもなくば競技の場から去れという、暴力的な二択を突きつけている点である。セメンヤ選手に対しては自然な才能を薬物で抑え込むことを強要し、ハバードに対しては過去の身体的履歴を理由にその存在そのものを不当なものとして扱った。どちらの事例においても、近代スポーツが19世紀以来守り続けてきた「シスジェンダー男性を基準に作られた女性の定義」を維持するために、マイノリティのアスリートの身体的自律性と人権が公然と踏みじられている。岡田（2024: 53-57）が論じるように、これは単なるルールの衝突ではなく、スポーツという場が誰のためのものであるかという身体の政治学の問題である。

これらの事例を通じて明らかになったのは、スポーツにおける「公平性」という言葉が、本来の「全ての競技者に等しくチャンスを与える」という意味を離れ、特定の属性を持つ人々を排除するための便利な武器へと変質してしまったことである。競技団体や一部の政治勢力は「女子競技を守る」という大義名分を掲げるが、その「守られるべき対象」から、セメンヤやハバードのような典型的な枠から外れた女性たちが最初から排除されているのであれば、それは保護ではなく、特定の身体的特徴を持つ者のための特権化に他ならない。金メダルの行方を均一にするために、セメンヤのような類稀なる才能を薬で潰したり、ハバードのような存在を最初から拒絶したりすることが、果たしてスポーツが本来目指すべき「正義」なのだろうか。次章では、なぜこうした理不尽な大会規約が作られ続けるのか、その科学的根拠とされるものの妥当性と、近代スポーツが内包する排除性の正体を、さらに徹底的に解剖していく。

4. トランス・DSD 排除の非人道性を規約の妥当性の検討から見る

4. 1 性別確認をめぐる問題と人権への影響

4. 1. 1 性別確認検査の歴史的変遷と暴力性

女子競技における「公平性」を担保するという名目のもと、女性アスリートに対してのみ一方的に課されてきた性別確認検査 (Sex Verification) の変遷は、近代スポーツがいかに女性の身体を監視・管理してきたかという歴史を如実に物語っている。第 1 章で詳述した通り、近代スポーツがシスジェンダー男性を標準として成立した以上、そこに参加する女性は常に「男性が女性のふりをして侵入し、メダルを不正に奪っているのではないか」という構造的な疑念の対象となった。この疑念こそが、女性アスリートに対する侵襲的な検査を正当化する論理的基盤となったのである。1960 年代に国際陸上競技連盟 (IAAF) や国際オリンピック委員会 (IOC) によって導入された初期の検査は、医師の前に全裸で整列し、外性器の視診を受けるという、いわゆる「ヌード・パレード」と呼ばれる極めてに非人道的なものであった。この検査は、女性としての尊厳を根本から蹂躪するものであっただけでなく、解剖学的な特徴という一点のみで人間の複雑な性別を判定しようとする、極めて粗雑で非科学的な手法であったと言わざるを得ない。この時代、選手の女性性は、競技団体という外部の権力機関によって、その外見のみで「公認」されなければならなかったのである。その後、人権的な批判や医学的進歩を受けて、検査は染色体検査 (バール小体検査) へと移行した。しかし、これは「XX=女性、XY=男性」という単純な二元論を科学の名において絶対化するものであり、結果として、染色体の構成が典型的なパターンとは異なる性分化疾患 (DSD) を持つ女性アスリートを次々と検出し、彼女たちの存在を「異常」として競技から排除する事態を招いた。例えば、1967 年に染色体検査で「女性ではない」と判定され、競技生活を奪われたポーランドのエワ・クロブコフスカの事例は、科学的基準が個人の人生をいかに暴力的に破壊するかを示す悲劇的な一例である。スポーツ界における性別確認の歴史は、科学技術を「包摂」のためではなく、境界線をより精密に引き「排除」を効率化するための道具として利用してきた歴史に他ならない。

4. 1. 2 セクシュアル・マイノリティにおけるアウトティングとプライバシーの侵害

現代の競技スポーツにおける性別確認やテストステロン検査が持つ、もう一つの深刻な問題が「アウトティング (本人の同意なく性的指向や身体的特徴を暴露すること)」のリスクとプライバシーの侵害である。第 3 章で検証したキャスター・セメンヤ選手の事例が象徴するように、競技団体が行う検査の結果は、しばしば厳格な機密保持が守られず、メディア等を通じて世界中に流布される。DSD を持つアスリートの多くは、競技団体の検査を受けるまで自らの身体的特徴 (染色体やホルモン値の差異) について自覚がない。それにもかかわらず、本人の同意や心の準備がないまま、最もデリケートな個人情報である医療データが公にされ、社会的な好奇の目にさらされることは、回復困難な精神的苦痛と社会的な不利益をもたらす。国連人権理事会 (UNHRC 2020) は、こうした競技団体による強制的な検査と情報の管理不備が、国際的な人権基準、特にプライバシーの権利と身体的自律性を著しく

侵害していると強く批判している。井谷（2020: 156-175）は、こうした監視の仕組みが、単に対象となる選手を排除するだけでなく、女性アスリート全体に対して「男性の基準に近い強靱な身体を持つことは疑いの対象になる」という無言の圧力をかけ、身体の高多様性を萎縮させる構造的暴力として機能していると論じている。競技において抜きん出た能力を示す女性が、その能力ゆえに「女性であること」を疑われ、身体の一部まで精査されるという現状は、近代スポーツが今なお「女性＝弱者」という規範を再生産し続けている証拠である。検査の結果として資格を剥奪される恐怖は、女性アスリートから自己の身体を肯定する権利を奪い、競技団体が定める典型的な女性像への従順を強いる結果となっているのである。

4. 2 大会規定の妥当性と科学的根拠への疑念

現在、多くの国際競技団体が女子競技の参加資格として採用している「テストステロン・ルール（血中テストステロン値を一定以下に抑制する規定）」の妥当性については、専門家の間でも激しい論争が続いている。競技団体は、テストステロンが赤血球の増加や筋肉量の増大をもたらす、それが女子競技における決定的な優位性になると主張するが、その科学的根拠は必ずしも盤石ではない。Karkazis & Jordan-Young (2019) によれば、テストステロンと競技パフォーマンスの相関関係は、競技団体が主張するほど単純なものではない。テストステロンが高いからといって必ずしも高いパフォーマンスが保証されるわけではなく、逆にテストステロンが低くても世界記録を樹立するアスリートは存在する。松下（2020: 41-52）も指摘するように、特定のホルモン値だけを抽出して因果関係を断定することは、スポーツ医科学的に見て単純化しすぎている。アスリートの能力は、遺伝的要因、長年の過酷なトレーニング、適切な栄養管理、心理的レジリエンス、そして経済的・環境的支援といった無数の変数が複雑に絡み合って形成される総合的な成果である。にもかかわらず、テストステロンという単一の数値のみを「女性カテゴリーの絶対的な境界線」として設定し、それを超える選手に対して、健康な身体を損なうリスクのある不必要な投薬や手術を強要することは、医学倫理に照らしても許容される範囲を超えている。さらに、DSD 選手には投薬を義務付ける一方で、バスケットボール選手における高身長や、クロスカントリースキー選手における並外れた酸素摂取能力といった他の「生まれ持った有利な遺伝的特性」を持つ選手を一切規制しないという姿勢は、論理的な二重基準（ダブルスタンダード）であり、公平性の名を借りた特定の身体属性、性別規範の揺らぎへの攻撃であると言わざるを得ない。

トランスジェンダー女性の参加資格をめぐる議論においては、テストステロン値を抑制したとしても、思春期を男性として過ごした際に形成された「骨格のサイズや筋記憶の影響」が残存し、それがシスジェンダー女性に対して不当な優位性をもたらすという主張が排除の根拠とされることが多い。第3章で論じたハーバード選手の事例でも、この「不可逆的な身体的アドバンテージ」が女子競技の公平性を破壊するという声が支配的であった。確かに、來田（2022）が指摘するように、骨の長さや関節の構造、筋細胞核の数などは、成人後のホルモン治療によっても完全には変化しない。しかし、これを理由にトランスジェンダー女性を一律に排除することは、スポーツが本来容認してきた「身体的差異」という前提そのものを揺るがすことになる。スポーツとは、そもそも生まれ持った身体の不平等さを前提とし、

その差異を「才能」として称賛する営みであったはずだ。例えば、マイケル・フェルプスが持つ特異な長い腕や大きな足は「驚異的な才能」として祝福されるが、トランスジェンダー女性の骨格は「不公平な不正」として糾弾される。特定の身体的特徴（骨格や過去の性差）だけを「不公平な優位性」として取り出し、排除の対象とすることは、近代スポーツが長年守り続けてきた「シスジェンダー男性を基準に作られた女性カテゴリーの純潔性」を守るための、恣意的な線引きに過ぎない。Papeら(2022)は、こうした規制が、科学的事実というよりも、「女性競技はこうあるべきだ」という社会的なジェンダー幻想を維持するために機能していると分析している。岡田(2024: 53-57)が論じるように、競技においてどの程度の身体的差異が「許容される個性」で、どこからが「排除すべき不公平」なのかを決定する基準は、科学的客観性以上に、その時代のジェンダー規範や政治的な力学によって決定されているのである。

ここで根本的に問い直されるべきは、スポーツにおける「公平性」が誰を守るためのものなのかという点である。現在の多くの大会規定は「女子競技を守る」という名目で行われている。しかし、その「守られるべき女子」の定義から、DSDを持つ女性やトランスジェンダー女性が最初から除外されているのであれば、それはインクルージョンではなく特定の集団の特権化だろう。競技団体が主張する公平性は、競争条件を均一にすることを目指しているように見えるが、実際には典型的な身体を持つ者たちの利益を優先し、マイノリティを周辺化している。貞升(2024)が警鐘を鳴らすように、一部のアスリートを「身体的に恵まれすぎている」という理由で排除することは、スポーツが本来持っているはずの人間の可能性の追求という価値を、自ら否定する行為である。公平性は、多様な背景を持つすべての選手が、そのアイデンティティを尊重されながら競技に参加できる権利を含んでいなければならない。

本章で検討してきた規約の妥当性をめぐる諸問題は、近代スポーツが依拠してきた性別二元論という枠組みが、すでに限界を迎えていることを示唆している。科学的根拠が不十分なまま数値による管理を強め、特定の身体を異常として排除する競技団体の姿勢は、現代社会が目指す包摂という価値観と衝突している。第1章で確認した通り、スポーツが男性中心主義的な構造を持って始まった以上、既存の二元論的カテゴリーに、多様な背景を持つマイノリティを無理やり適合させようとする自体に構造的な無理がある。現在の大会規定は、公平性を守るための合理的な手段としての機能を失い、シスジェンダー男性優位の構造を維持するための防衛策へと変質してしまっている。この膠着状態を打破するためには、性別を絶対的な境界線とする現在のカテゴリーそのものを、より柔軟で客観的な指標に基づくものへと再構築するという、抜本的な視点が必要となる。これまでの議論を通じて、既存の規約がいかに暴力的な歴史を背景に持ち、不確かな科学的根拠に依存しているかが明らかとなった。次章では、これらの限界を乗り越え、誰もがその身体を否定されることなく全力を尽くせる新たな競技スポーツの枠組みの在り方について提言を行う。

5. トランスジェンダー・DSD 女性選手が排除されない競技スポーツの在り方

5. 1 新しい規約の検討とカテゴリーの再構築

5. 1. 1 既存カテゴリー維持とジェンダー・アイデンティティの尊重

これまでの章で明らかにした通り、近代スポーツが固執してきた性別二元論は、性分化疾患（DSD）やトランスジェンダーのアスリートを構造的に排除する仕組みとして機能している。この限界を乗り越えるための第一の選択肢として、岡田（2024）が提示する「男女のカテゴリーは維持するが、選手のジェンダー・アイデンティティ（性自認）に従う」というモデル（案 A）を検討する。このモデルの根幹にあるのは、自己の性自認を尊重することが基本的人権の核心であるという思想だ。法的あるいは社会的な性自認を最優先し、トランスジェンダー女性をシスジェンダー女性と全く同一の条件で女子カテゴリーに受け入れる。この案の最大の利点は、選手のアイデンティティを全面的に肯定し、不必要な外科的手術や副作用の強いホルモン剤投与といった「医学的介入」という名の身体的暴力を完全に排除できる点にある。言い換えれば、これは「スポーツを個人の人格形成の場」と捉え、差別を許さない人権モデルの徹底である。しかしながら、このモデルをトップレベルの競技スポーツに導入する際には、極めて困難な対立が予想される。第4章で論じたように、思春期以降に男性としての身体発達を経験した選手の「残存する身体的優位性」に関する懸念が、シスジェンダー女性選手や一部の観衆の間で根強く存在するからである。公平性を「身体的条件の均質化」と定義する旧来のスポーツ観からすれば、アイデンティティのみを根拠とした参加は、競争の予測可能性を損なう「不公平な侵入」と映ってしまう。さらに、このモデルが社会的に受容されるためには、スポーツ界だけでなく、法制度や教育現場におけるジェンダー観の抜本的な変革が前提となる。もし、現場の理解が追いつかないままこの案を強行すれば、当事者であるトランスジェンダー女性アスリートは、勝利するたびに「ズルをしている」というバッシングにさらされ、精神的に孤立を深めるリスクがある。つまり、人権を守るための策が、皮肉にも当事者をより過酷な対立の矢面に立たせてしまうという矛盾を孕んでいるのである。

5. 1. 2 生物学的指標によるカテゴリーの統合

第二の選択肢は、「男女のカテゴリー分けを完全に無視し、テストステロン値や除脂肪体重といった、より適切で客観的な生物学的指標に基づいた統合カテゴリーを創設する」というモデル（案 B）である。これは、性別という不確かな社会的・主観的属性ではなく、実際の競技パフォーマンスに直結するとされる物理的な数値を基準に階級を分けるという、一見すると合理的な発想である。具体的には、現在のボクシングにおける体重別階級のように、「テストステロン値が 5~10nmol/L の階級」「除脂肪体重が〇kg 以上の階級」といった形での区分けが想定される。このモデルの魅力は、性別の壁を完全に取り払うことで、DSD 選手もトランスジェンダー選手も、そしてシスジェンダーの男女も、同じ身体条件の範囲内

であれば平等に競い合えるという点にある。性別二元論という呪縛からスポーツを解放する、最も革新的なアプローチといえるだろう。しかし、岡田（2024）も危惧するように、このモデルには「女子競技そのものの消滅」という重大な副作用が伴う可能性がある。もし、特定の階級において、低いテストステロン値を持つが骨格的に恵まれた男性選手が上位を独占してしまえば、シスジェンダー女性選手が競技を通じて得られる達成感や栄誉、そしてロールモデルとしての価値が完全失われてしまう。女子競技は、歴史的に男性中心社会の中で女性の競技機会を確保するための「アファーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）」としての側面を持っていた。その枠組みを安易に解体することは、結果として再びスポーツ界を男性的な身体能力の独壇場に戻してしまう危険性を孕んでいるのである。また、DSD女性選手にとっても、自らを女性と認識しているにもかかわらず、カテゴリー上で男性との競合を強いられることは、自己のアイデンティティを軽視されたと感じさせる結果になりかねない。

5. 1. 3 カテゴリー分けのやり直し

以上の二案の限界を踏まえ、本研究が最も現実的かつ倫理的に妥当な未来像として提言するのが、第三の選択肢である「競技カテゴリー分けそのもののやり直し（案C）」である。これは、性別という二元的な壁を維持したまま無理にマイノリティを適合させるのではなく、競技の特性に応じて「身体能力のグラデーション」を正當に認める、より精緻で多層的なカテゴリー制へとアップデートする提案である。Papeら（2022）は、現在の「男子／女子」という二つの箱しかない極端な状態を、より多様な身体的背景を反映した「オープングレード（無差別級）」や、特定の身体的特性に基づいた「機能別階級」へと広げるべきだと論じている。ここで参考にすべきなのが、障害者スポーツ（パラリンピック）における「機能的分類（Functional Classification）」の知見である。パラリンピックでは、障害の種類や程度に応じて細かくクラス分けが行われており、それによって「異なる身体を持つ者同士の公平な競争」を高い次元で実現している（Pape, Schoch 2022）。この考え方を健常者スポーツにも応用し、例えば「女子カテゴリー」の中に、身体的特徴や移行の時期、ホルモン値の推移などを加味した複数のサブカテゴリー（階級）を設ける、あるいは従来の枠にとられない「第3の枠組み」を創設する。これにより、トランスジェンダー女性やDSD女性は、自らの身体を無理に「修正」することなく、かつシスジェンダー女性との競争においても、科学的に納得感のある「階級」の中で全力を尽くすことが可能となる。この「カテゴリーのやり直し」は、性別を否定するものではなく、性別という指標がカバーしきれなくなった「現代の身体多様性」に対して、スポーツというシステムが誠実に応答するための、建設的な再構築なのである。

5. 2 全てのアスリートのための公平な競技スポーツの再構築

5. 2. 1 近代スポーツの歴史的アップデートとしての包摂

近代スポーツの歴史をマクロな視点で振り返れば、それは常に「排除の歴史」であると同時に、闘争を通じた「包摂の拡大の歴史」でもあった。19世紀のイギリスで誕生した当初、スポーツは白人・中産階級以上の・男性だけの特権であった。しかし、労働者階級が、黒色

人種選手が、そして女性や障害のあるアスリートたちが、既存の壁を一つずつ取り払ってきた。Reynolds ら (2021) が述べるように、スポーツが今日のように人類共通の文化となったのは、その閉鎖性を克服し、より多くの人々に門戸を開くことで、競技としての深みと普遍的な価値を獲得してきたからに他ならない。現在、スポーツ界が直面しているトランスジェンダーや DSD のアスリートをめぐる紛糾は、この「包摂の歴史」における最新の困難なハードルである。これを、スポーツの崩壊と恐れるのではなく、スポーツという文化がさらなる進化を遂げるための生みの苦しみであると捉えるべきだ。第 1 章で論じたような、19 世紀的なシスジェンダー男性優位の構造に自覚的になり、それを現代の多様なジェンダー観に合わせてアップデートすることは、スポーツの解体ではなく、むしろスポーツを「真の民主主義的文化」へと昇華させるための不可欠なプロセスであるといえる。

5. 2. 2 「公平性」を盾にした差別の克服

これまで本稿で繰り返し批判してきたように、現在のスポーツ界における「公平性」という言葉は、特定の身体を持つ者を攻撃し、排除するための免罪符として機能してしまっている。しかし、本来の公平性とは、自分たちと異なる者を追い出すための理屈ではなく、いかにして異なる身体を持つ者同士が同じ土俵で高め合えるかという、知的なルールの工夫の中に宿るものである。男性の身体が有利だから排除するという論理は、一見すると合理的だが、それは裏を返せば女性は男性より劣っているという古いステレオタイプを固定化することにも繋がっている。真の公平性は、特定のアスリートの「才能（生まれ持った身体）」を罰することではなく、すべての選手が自らの身体の可能性を最大限に引き出せるような環境を保障することから出発すべきである。DSD やトランスジェンダーのアスリートを、排除の対象ではなく、競技スポーツという文化をより平等で、より精緻なものへと洗練させるための重要なパートナーとして捉え直すことが、今、最も求められている。

5. 2. 3 公平な競技スポーツのゴール

2025 年のドナルド・トランプ米大統領による大統領令に象徴されるように、スポーツにおける性別の問題は、今や政治的なポピュリズムや社会の分断を煽るための道具として利用されている。しかし、スポーツには本来、言葉や国境、そして身体の違いを超えて、人々の間に共感と相互理解を促す力があるはずである。競技団体が「排除」という安易で乱暴な手段に逃げるのではなく、身体能力の指標に基づいた階級の細分化や、多様な背景を持つ選手のための新たなインフラ整備に投資することは、結果としてすべての選手の権利を守ることにつながる。なぜなら、性別の壁を柔軟にすることは、シスジェンダーの女性アスリートにとっても、「女性らしくあること」を常に監視され、証明し続けなければならないという息苦しい抑圧から解放されることを意味するからだ。すべてのアスリートが一人の「身体表現者」として、その個性を尊重される社会。それこそが、本稿が目指す「公平な競技スポーツ」の最終的なゴールである。

おわりに

本稿では、近代スポーツをその成り立ちからシスジェンダー異性愛男性優位性および性別二元論的な排除性を洗い出し、トランスジェンダー女性選手およびDSD女性選手の競技参加をめぐる規約が妥当ではないことを示した。また、全ての選手が身体の高多様性を尊重されつつ、平等に競技を行える新たな枠組みの構築として、「身体の高ラダーション」を認めるより多層的なカテゴリーを設けることを提案した。

今回はトップレベルの競技スポーツに焦点を当て、提言はしたものの各競技に規約を委ねる形となり、実践的なレベルでの具体的な規約については十分に論じることができなかった。また、「カテゴリーのやり直し」を実際に導入する際の運営コストや、メディア・スポンサーとの関係といった実務的な課題も山積している。しかし、近代スポーツがその「シスジェンダー男性優位性」というルーツを自覚し、勇気を持ってアップデートを続けることなしに、スポーツの明るい未来はない。排除される人々を極力減らし、多様な身体がそれぞれの全力を尽くせる場を構築すること。その果てしないアップデートの努力こそが、真の意味で「公平な競技スポーツ」という理想を現実のものにするのである。

参考・引用参考文献

- 石田良恵, 2005, 『女性とスポーツ環境』 モダン出版.
- 井谷聡子, 2020, 「男女の境界とスポーツ—規範・監視・消滅をめぐるボディ・ポリティクス」『思想』1152. 岩波書店, 156-175.
- _____, 2024, 「スポーツにおける女性差別とトランスジェンダー排除の関係性」『社会学評論』74(4). 日本社会学会, 624-642.
- 江刺正吾, 1992, 『女性スポーツの社会学』不昧堂出版.
- 岡田桂, 2019, 「男女平等なスポーツは実現可能か?—男性文化としてのスポーツとジェンダー」 田島良輝・神野賢治編著『スポーツの「あたりまえ」を疑え!—スポーツへの多面的アプローチ』晃洋書房.
- _____, 2020, 「“男らしさ”とスポーツの相関—ゆらぐ男性性/ジェンダー/セクシュアリティと身体文化」『体育の科学』70(1). 杏林書院, 55-58.
- _____, 2022, 「トランスジェンダー・アスリートとスポーツの臨界—身体多様性と公平性のどこに境界線を引くか」『体育の科学』72(8). 杏林書院.
- _____, 2024, 「スポーツ競技と性/公平性の境界 競技“カテゴリー”の妥当性を問う議論」『スポーツとジェンダー研究』22. 日本スポーツとジェンダー学会, 53-57.
- _____. 山口理恵子・稲葉佳奈子, 2022, 『スポーツとLGBTQ+ シスジェンダー男性優位文化の周縁』晃洋書房.
- 來田享子, 2010, 「スポーツと「性別」の境界-オリンピックにおける性カテゴリーの扱い-」『スポーツ社会学研究』18(2). 日本社会学会, 23-38.
- _____, 2015, 「スポーツは性を分けて競技する必要があるか」『スポーツとジェンダー研究』13. 日本スポーツとジェンダー学会, 165-168.
- _____, 2022, 「トランスジェンダー選手をめぐるスポーツ界の現状と課題」JASE 現代性教育研究ジャーナル.
- 貞升彩, 2024, 『スポーツとトランスジェンダー—スポーツ医科学、倫理・インテグリティの見地から』ブックハウス・エイチディ.
- 松下千雅子, 2020, 「スポーツにおける公平性と多様な性—IAAFによるDSD規定に関して」『関西大学人権問題研究室紀要』80. 41-52.
- Reynolds, Jahromi, 2021 “Transgender Athletes in Sports Competitions: How Policy Measures Can Be More Inclusive and Fairer to All” *Front Sports Act Living*, 3:704178
- Human Rights Watch, 2020, “They’re Chasing Us Out of the Sport: Human Rights Violations in Sex Testing of Elite Women Athletes.”
- Pape, Schoch, 2022, “Gendering strategic action fields in sports governance” *Int Rev Social Sport*, 58(6):996-1013
- Karkazis, K. & Jordan-Young, R. M., 2019, *Testosterone: An Unauthorized Biography*, Harvard University Press.
- Mazurkiewicz, 2018, “Muscular Christianity: Christian Roots of American Sports”
- United Nations Human Rights Council (UNHRC), 2020, “Intersection of race and gender discrimination in sport,” A/HRC/44/26.